

## 令和5年第2回板野町議会定例会会議録（第3日）

日 時 令和5年6月14日（水） 午前10時00分 開会

### 議事日程

- 日程第1 報告第1号 専決処分の承認を求めることについて  
板野町税条例の一部改正について
- 日程第2 報告第2号 専決処分の承認を求めることについて  
板野町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第3 報告第3号 専決処分の承認を求めることについて  
令和5年度 板野町一般会計補正予算（第1号）
- 日程第4 報告第4号 専決処分の承認を求めることについて  
令和5年度 板野町下水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第5 報告第5号 専決処分の承認を求めることについて  
令和5年度 板野町水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第6 報告第6号 令和4年度 板野町一般会計継続費繰越計算書の報告について
- 日程第7 報告第7号 令和4年度 板野町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第8 報告第8号 令和4年度 板野町水道事業会計予算繰越計算書の報告について
- 日程第9 議案第1号 令和5年度 板野町一般会計補正予算（第2号）
- 日程第10 議案第2号 板野町農業委員会委員の任命に同意を求めることについて  
（鳥羽宏和）
- 日程第11 議案第3号 板野町農業委員会委員の任命に同意を求めることについて  
（藤井義之）
- 日程第12 議案第4号 板野町農業委員会委員の任命に同意を求めることについて  
（近藤博三）
- 日程第13 議案第5号 板野町農業委員会委員の任命に同意を求めることについて  
（石田徹）
- 日程第14 議案第6号 板野町農業委員会委員の任命に同意を求めることについて  
（犬伏秀昭）
- 日程第15 議案第7号 板野町農業委員会委員の任命に同意を求めることについて  
（秦浩恵）
- 日程第16 議案第8号 板野町農業委員会委員の任命に同意を求めることについて  
（石川五重）

- 日程第17 議案第 9 号 板野町農業委員会委員の任命に同意を求めることについて  
(森川博之)
- 日程第18 議案第10号 板野町農業委員会委員の任命に同意を求めることについて  
(手塚文敬)
- 日程第19 議案第11号 板野町農業委員会委員の任命に同意を求めることについて  
(多田愛弓)
- 日程第20 議案第12号 板野町農業委員会委員の任命に同意を求めることについて  
(漆原重生)
- 日程第21 議案第13号 板野町農業委員会委員の任命に同意を求めることについて  
(藤井美穂)
- 日程第22 議案第14号 板野町農業委員会委員の任命に同意を求めることについて  
(多田朋資)
- 日程第23 議案第15号 板野町農業委員会委員の任命に同意を求めることについて  
(稲實孝二)

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第23まで、議事日程に同じ

- 追加日程第1 議案第16号 板野町議会議員定数条例の一部改正について
- 追加日程第2 議案第17号 物価高騰に見合う生活保護基準の引上げを求める意見書
- 追加日程第3 閉会中の継続調査申出書

出席議員（10名）

1番	三原大輔君	2番	根ヶ山昇君
3番	大西正一君	4番	水口昭彦君
5番	奥尾周二君	6番	東條昭二君
8番	天羽生美君	9番	西川有君
11番	石田実君	13番	犬伏博昭君

欠席議員（2名）

7番	松浦昶君	12番	吉岡輝昭君
----	------	-----	-------

説明のために出席した者

町長	玉井孝治君	副町長	東根弘幸君
教育長	谷川健二君	総務課長	高橋三恵君
税務課長	三木正文君	福祉保健課長	楠本剛君
建設課長	毛登山悦雄君	水道課長	松浦賢治君
環境生活課長	末岡稔久君	会計管理者兼出納室長	山本敏彦君
下水道課長	晃昇政治君	子ども家庭総合支援センター所長	吉本洋時君
住民課長	山田裕子君	教育委員会次長	井内幸美君
産業課長	浅井直美君		

議場に出席した事務局職員

議会事務局長 松長徹君 議会事務局係長 村上愛実君

午前10時00分 開会

○議長（犬伏博昭君） おはようございます。まず、お断りをさせていただきます。マスク着用については、個人の判断で委ねられておりますが、今議会は、新型コロナウイルス感染予防のため、皆様方には、マスクの着用の御協力をいただければ幸いです。

会議に先立ち、欠席などの届けが参っておりますので、御報告申し上げます。7番松浦 和議員・12番吉岡輝昭議員が所用のため欠席をします。また、岡田人権コミュニティ課長が欠席をしております。ただいま、出席議員は10名です。定足数に達しておりますので6月13日に引き続き、再開します。これから本日の会議を開きます。

~~~~~

○議長（犬伏博昭君） 日程第1、報告第1号、専決処分の承認を求めることについて、板野町税条例の一部改正についてを議題とします。説明を求めます。三木税務課長。

[税務課長（三木正文君）登壇]

○税務課長（三木正文君） おはようございます。報告第1号が議題となりましたので、御説明申し上げます。議案書の1ページをお願いいたします。

報告第1号、専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定によって、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求めます。

令和5年6月5日提出でございます。次のページをお願いいたします。

専決第1号、専決処分書。

次の事項につき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決

処分にする。

板野町税条例等の一部改正について。

板野町税条例等の一部を次のとおり改正する。

令和5年3月31日専決でございます。本文については、お目通しをお願いいたします。

この専決第1号につきましては、地方税法の一部を改正する法律が令和5年3月31日に公布され原則として令和5年4月1日から施行されたことなどに伴い、今回の税制改正により令和5年3月31日付けで専決処分をさせていただいたものでございます。

主な改正点につきましては、償却資産税で、物価上昇などの減価の経済上昇を踏まえ、中小事業者などの生産性の向上や賃上げの促進を図るため、中小事業者などが先端設備導入計画に基づき、生産性向上に資する一定の機械・装置などを取得した場合に、固定資産税を軽減する特例措置が創設されたものです。以上で、報告第1号の説明とさせていただきます。

御審議を賜り、御承認をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（犬伏博昭君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

（質疑なしの声）

質疑なしと認めます。質疑を打ち切り、討論を行います。討論はありますか。

（討論なしの声）

討論なしと認めます。これから報告第1号を採決します。

お諮りします。報告第1号について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認めます。したがって、報告第1号については、原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（犬伏博昭君） 日程第2、報告第2号、専決処分の承認を求めることについて、板野町国民健康保険税条例の一部改正についてを議題とします。説明を求めます。三木税務課長。

[税務課長（三木正文君）登壇]

○税務課長（三木正文君） 報告第2号が議題となりましたので、御説明申し上げます。

引き続き、議案書の11ページをお願いいたします。

報告第2号、専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定によって、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求めます。

令和5年6月5日提出でございます。次のページをお願いいたします。

専決第2号、専決処分書。

次の事項につき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分にする。

板野町国民健康保険税条例の一部改正について。

板野町国民健康保険税条例の一部を次のとおり改正する。

令和5年3月31日専決でございます。本文につきましては、お目通しをお願いいたします。

この専決第2号につきましては、第1号と同様、地方税法の一部を改正する法律が令和5年3月31日に公布され令和5年4月1日から施行されたことなどに伴い、今回の税制改正により令和5年3月31日付けで専決処分をさせていただいたものでございます。

主な改正点につきましては、国民健康保険税の後期高齢者支援金課税に係る課税限度額を現行20万円から22万円に、5割軽減基準額の1人当たりの軽減基礎額を28万5,000円から29万円に、2割軽減基準額の1人当たりの軽減基礎額を52万円から53万5,000円にそれぞれ引き上げるものでございます。今回の改正により、限度額が102万円から104万円となる一方、1人当たりの軽減基礎額の引上げにより、軽減対象世帯が広がることとなります。

以上で、報告第2号の説明とさせていただきます。

御審議を賜り、御承認をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（犬伏博昭君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

（質疑なしの声）

質疑なしと認めます。質疑を打ち切り、討論を行います。討論はありますか。

（討論なしの声）

討論なしと認めます。これから報告第2号を採決します。

お諮りします。報告第2号について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認めます。したがって、報告第2号については、原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（犬伏博昭君） 日程第3、報告第3号、専決処分の承認を求めることについて、令和5年度板野町一般会計補正予算（第1号）を議題とします。説明を求めます。高橋総務課長。

[総務課長（高橋三恵君）登壇]

○総務課長（高橋三恵君） 報告第3号が議題となりましたので、御説明をさせていただきます。

令和5年度補正予算書の1ページをお願いします。

報告第3号、専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定によって、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求めます。

令和5年6月5日提出でございます。2ページをお願いします。

専決第3号、専決処分書。

次の事項につき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分する。

令和5年度板野町一般会計補正予算（第1号）。

令和5年度板野町の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ8,135万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ59億2,735万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年4月25日専決でございます。

補正予算（第1号）につきましては、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援交付金を受け入れ、物価高騰による影響を受けておられます、住民の皆様また事業者に対し、町独自の支援・生活の下支えを行う、それぞれの事業について、4月25日付けで専決処分したものを報告させていただくものでございます。

8ページをお願いします。歳入から説明をさせていただきます。

10款地方交付税、1項1目同じでは、普通交付税として3,331万9,000円の増額補正を行っております。次の9ページをお願いします。

14款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金で、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援交付金として5,024万1,000円を増額し、2目民生費国庫補助金では、子育て世帯生活支援特別給付金給付費補助金として事務費235万円、給付金として1,000万円でございます。10ページをお願いします。

20款諸収入、4項雑入、2目同じでは、教育費雑入におきまして、6月から3月までの小中学校の給食費の免除を実施することから、小中学校を合わせて1,456万円、給食費の半額受入分について減額をするものでございます。

11ページをお願いします。続いて、歳出の説明をさせていただきます。

2款総務費、1項総務管理費、7目地方創生費で30%を付与したプレミアム付商品券発行に係ります、商工会への委託料として2,700万円でございます。

12ページをお願いします。

3款民生費、3項児童福祉費、7目子育て世帯生活支援特別給付金給付費では12節委託料でシステム委託料として200万円、18節負担金補助及び交付金で、対象者を200人と想定し1,000万円をお願いしております。

13ページの9款教育費、6項保健体育費、3目学校給食費では、給食費の減免分につきまして、その他財源から国・県支出金に財源内訳の更正をお願いしております。

14ページをお願いします。

12款諸支出金、1項特別会計費、1目特別会計繰出金では、上下水道6月・7月請求分を減免するため水道事業会計へ3,600万円、下水道事業会計へ600万円、それぞれ繰出しを行っております。以上、歳入歳出ともに8,135万円を増額補正し、補正後の歳入歳出の総額を59億

2, 735万円をお願いするものです。以上で、報告第3号の説明とさせていただきます。

御審議をいただき、御承認を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（犬伏博昭君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

（質疑なしの声）

質疑なしと認めます。質疑を打ち切り、討論を行います。討論はありませんか。

（討論なしの声）

討論なしと認めます。これから報告第3号を採決します。

お諮りします。報告第3号について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認めます。したがって、報告第3号については、原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（犬伏博昭君） 日程第4、報告第4号、専決処分の承認を求めることについて、令和5年度板野町下水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。説明を求めます。晃昇下水道課長。

[下水道課長（晃昇政治君）登壇]

○下水道課長（晃昇政治君） 報告第4号が議題となりましたので、御説明申し上げます。

補正予算書21ページをお願いいたします。

報告第4号、専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定によって、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求めます。

令和5年6月5日提出でございます。次の22ページをお願いいたします。

専決第4号、専決処分書。

次の事項につき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分する。

令和5年度板野町下水道事業会計補正予算（第1号）。

（総則）

第1条 令和5年度板野町下水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和5年度板野町下水道事業会計予算、第3条に定めた収益的収入及び支出のうち収益的収入の予定額を次のとおり補正する。

第1款下水道事業収益、第1項営業収益、既決予定額4,431万5,000円に対し、補正予定額600万円の減額、第2項営業外収益、既決予定額2億2,106万9,000円に対し、補正予定額600万円の増額。令和5年4月25日専決でございます。

28ページをお願いいたします。

令和5年度補正予算事項別明細書にて、説明を申し上げます。

1 款下水道事業収益、1 項営業収益、1 目下水道使用料において、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けている町民及び事業所・官公庁を除く、の経済的支援を目的とし、下水道使用料を6月・7月請求分を全額免除することによる600万円の減額補正であります。2項営業外収益、3目他会計補助金で、下水道使用料免除に伴う一般会計からの補助金を600万円の増額補正であります。支出に関しては、増減はありません。

以上で、報告第4号の説明とさせていただきます。

御審議をいただき、御承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（犬伏博昭君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

（質疑なしの声）

質疑なしと認めます。質疑を打ち切り、討論を行います。討論はありませんか。

（討論なしの声）

討論なしと認めます。これから報告第4号を採決します。

お諮りします。報告第4号について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認めます。したがって、報告第4号については、原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（犬伏博昭君） 日程第5、報告第5号、専決処分の承認を求めることについて、令和5年度板野町水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。説明を求めます。松浦水道課長。

[水道課長（松浦賢治君）登壇]

○水道課長（松浦賢治君） 報告第5号が議題となりましたので、御説明申し上げます。

補正予算書の31ページをお願いいたします。

報告第5号、専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定によって、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求めます。

令和5年6月5日提出でございます。次の32ページをお願いします。

専決第5号、専決処分書。

次の事項につき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分する。

令和5年度板野町水道事業会計補正予算（第1号）。

（総則）

第1条 令和5年度板野町水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和5年度板野町水道事業会計予算、第3条に定めた収益的収入及び支出のうち収益的収入の予定額を次のとおり補正する。



(収入)

第1款水道事業収益、既決予定額2億6,709万3,000円から補正予定額として200万円を減額し、計2億6,509万3,000円。内訳として、第1項営業収益で3,800万円の減額、第2項営業外収益で3,600万円の増額。令和5年4月25日専決でございます。

続きまして42ページをお願いいたします。

補正予算事項別明細書により補正項目の御説明を申し上げます。

1款水道事業収益、1項営業収益、1目給水収益、1節水道料金で、物価高騰により影響を受けている家庭及び事業所の方々を支援させていただくため、令和5年6月請求分と7月請求分の2か月分を官公庁を除き、免除することによる3,800万円の減額と2項営業外収益、6目他会計補助金、1節同じで、価格高騰重点支援地方創生交付金を活用し、一般会計から水道事業会計への補助として3,600万円の増額補正を行うもので、差引き200万円の収益減少につきましては、水道事業会計で負担をいたします。

今回の水道料金免除につきましては、価格高騰対策として早急を実施する必要があることから、専決にて事務事業を開始し、今議会で御報告・御承認をお願いするものでございます。

以上で、報告第5号の説明とさせていただきます。

御審議いただき、御承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長(犬伏博昭君) 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。質疑を打ち切り、討論を行います。討論はありますか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。これから報告第5号を採決します。

お諮りします。報告第5号について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。したがって、報告第5号については、原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長(犬伏博昭君) 日程第6、報告第6号、令和4年度板野町一般会計継続費繰越計算書の報告についてを議題とします。説明を求めます。高橋総務課長。

[総務課長(高橋三恵君)登壇]

○総務課長(高橋三恵君) 報告第6号が議題となりましたので、説明をさせていただきます。

議案書の14ページをお願いいたします。

報告第6号、令和4年度板野町一般会計継続費繰越計算書の報告について。

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第145条第1項の規定に基づき、令和4年度板野町一般会計継続費繰越計算書を次のとおり調製したので、これを議会に報告する。

令和5年6月5日提出でございます。

9款教育費、5項社会教育費で、文化の館空調設備更新事業におきまして、令和4年度事業分のうち5,106万9,000円につきまして、繰越しをお願いしております。

以上で、報告第6号の説明とさせていただきます。

御審議をいただき、御承認を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（犬伏博昭君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

（質疑なしの声）

質疑なしと認めます。質疑を打ち切り、討論を行います。討論はありませんか。

（討論なしの声）

討論なしと認めます。これから報告第6号を採決します。

お諮りします。報告第6号について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認めます。したがって、報告第6号については、原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（犬伏博昭君） 日程第7、報告第7号、令和4年度板野町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題とします。説明を求めます。高橋総務課長。

[総務課長（高橋三恵君）登壇]

○総務課長（高橋三恵君） 報告第7号が議題となりましたので、説明をさせていただきます。

引き続き、議案書15ページをお願いいたします。

報告第7号、令和4年度板野町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について。

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定に基づき、令和4年度板野町一般会計繰越明許費繰越計算書を次のとおり調製したので、これを議会に報告する。

令和5年6月5日提出でございます。

令和4年度からの繰越事業といたしまして、主には2款総務費、1項総務管理費で、広域火葬場基本計画策定事業負担金として76万4,000円。

3款民生費、2項老人福祉費、老人憩の家耐震事業では、下庄及び西中富憩の家に係ります繰越しとして2,049万5,000円。

4款衛生費、2項清掃費では、中央広域環境施設組合負担金として1,663万8,000円。こちらは、令和4年度新ごみ処理施設整備運営事業の入札が不調に終わったため、令和5年度へ繰越しを行うもので、合計6件、4,899万5,000円の繰越しをさせていただいたものでございます。以上で、報告第7号の説明とさせていただきます。

御審議をいただき、御承認を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（犬伏博昭君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

（質疑なしの声）

質疑なしと認めます。質疑を打ち切り、討論を行います。討論はありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。これから報告第7号を採決します。

お諮りします。報告第7号について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。したがって、報告第7号については、原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長(犬伏博昭君) 日程第8、報告第8号、令和4年度板野町水道事業会計予算繰越計算書の報告についてを議題とします。説明を求めます。松浦水道課長。

[水道課長(松浦賢治君)登壇]

○水道課長(松浦賢治君) 報告第8号が議題となりましたので、御説明申し上げます。

議案書の16ページをお願いいたします。

報告第8号、令和4年度板野町水道事業会計予算繰越計算書の報告について。

地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第26条第1項の規定により、令和4年度板野町水道事業会計予算の建設改良費を繰越したので、同条第3項の規定により次のとおり報告する。

令和5年6月5日提出でございます。

下の行で1款資本的支出、1項建設改良費の配水施設整備事業(第2水源地ポンプ設備改良工事)に係る費用、令和4年度予算計上額6,050万円を令和5年度へ繰越しを行いました。

第2水源地は、南地区と西地区の水道水供給用になっており、ポンプ設備が対応年数15年を経過、その後メンテナンス整備により約8年間使用していることから、送水ポンプ・モーター・電気設備などの改良工事を令和4年10月から行っております。当初の完成予定は、令和5年3月下旬でしたが、送水ポンプ及び電気設備の特殊部品が受注製造であり、新型コロナウイルス感染症また原油・資材などの価格高騰の影響により鋼材及び半導体が不足。特殊部品の製造に期間を要することとなったため、令和5年度へ建設改良費の繰越しを行うものでございます。

以上で、報告第8号の説明とさせていただきます。

御審議いただき、御承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長(犬伏博昭君) 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。質疑を打ち切り、討論を行います。討論はありますか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。これから報告第8号を採決します。

お諮りします。報告第8号について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。したがって、報告第8号については、原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（犬伏博昭君） 日程第9、議案第1号、令和5年度板野町一般会計補正予算（第2号）を議題とします。説明を求めます。高橋総務課長。

[総務課長（高橋三恵君）登壇]

○総務課長（高橋三恵君） 議案第1号が議題となりましたので、説明をさせていただきます。

令和5年度補正予算書51ページをお願いいたします。

議案第1号、令和5年度板野町一般会計補正予算（第2号）。

令和5年度板野町の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ6,847万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ59億9,582万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年6月5日提出でございます。

58ページをお願いします。歳入から御説明を申し上げます。

10款地方交付税、1項1目同じでは、普通交付税として872万5,000円をお願いしております。下の59ページをお願いします。

14款国庫支出金、2項国庫補助金では、主には2目民生費国庫補助金で1世帯3万円給付の住民税非課税世帯等臨時特別給付金給付費補助金5,815万6,000円をお願いしております。

60ページをお願いします。続いて、歳出の説明をさせていただきます。

2款総務費、1項総務管理費、6目企画費、18節負担金補助及び交付金では、石井町・神山町及び板野町で進めております新火葬場整備におけます視察研修費負担金の本町負担分として118万1,000円をお願いしております。

62ページをお願いします。

3款民生費、1項社会福祉費、6目住民税非課税世帯等臨時特別給付金給付費では18節負担金補助及び交付金で1世帯3万円、住民税非課税世帯1,790世帯、家計急変世帯を10世帯と見込みまして5,400万円をお願いしております。

63ページをお願いします。

3項児童福祉費、4目保育園費では12節委託料で、保育棟の3棟の設計・監理委託料として200万円をお願いしております。

64ページをお願いします。

4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費では、新型コロナワクチン接種に係ります、システム委託料として158万9,000円、次の65ページでは4款同じく、2項清掃費、3目し尿処理費で、クリーンセンター事務室、エアコン購入のため40万円をお願いしております。

66ページをお願いします。

9款教育費、2項小学校費、1目小学校共通費、12節委託料では、東小学校管理棟外壁改修のための設計・監理費及び東小学校講堂の空調設置のための設計・監理費、合わせて100万円。2目東小学校管理費では10節需用費で、グラウンドのフェンス支柱修繕のため50万円をお願いしております。67ページをお願いします。

9款同じく、3項中学校費、1目学校管理費では10節需用費で、特別教室棟雨漏り修繕のため250万円をお願いしております。以上、歳入歳出ともに6,847万円の増額補正をお願いし、歳入歳出予算の総額を59億9,582万円をお願いするものでございます。

以上で、議案第1号の説明とさせていただきます。

御審議をいただき、御承認を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（犬伏博昭君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

（質疑なしの声）

質疑なしと認めます。質疑を打ち切り、討論を行います。討論はありますか。

（討論なしの声）

討論なしと認めます。これから議案第1号を採決します。

お諮りします。議案第1号について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認めます。したがって、議案第1号については、原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（犬伏博昭君） 日程第10、議案第2号、板野町農業委員会委員の任命に同意を求めることについてから日程第23、議案第15号、板野町農業委員会委員の任命に同意を求めることについてまでの14件については、一括議題としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認めます。したがって、日程第10、議案第2号、板野町農業委員会委員の任命に同意を求めることについてから日程第23、議案第15号、板野町農業委員会委員の任命に同意を求めることについてまでの14件については、一括議題とします。説明を求めます。玉井町長。

[町長（玉井孝治君）登壇]

○町長（玉井孝治君） ただいま、板野町農業委員会委員の任命に同意を求めることについて、議案第2号から議案第15号まで14案件が一括議題となったわけでございますけれども、私の方からも、一括して御説明を申し上げさせていただきたいと思っております。

まず、17ページをお開けいただきたいと思っております。

議案第2号、板野町農業委員会委員の任命に同意を求めることについて。

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、次の者を板野町農業委員会委員に任命したいので、議会の同意を求めます。

住所といたしまして、板野町矢武字神木48番地。

氏名は、鳥羽宏和。

生年月日は、昭和45年5月1日生まれでございます。

令和5年6月5日提出でございます。この方は、認定農業者でございます。

この農業委員会法につきましては、御承知のように平成28年4月に改正をされまして、農業委員の選出につきましては、従前の公募制であったわけでございますが、それを廃止し、推薦・公募制度となったわけございまして、市町村長が市町村議会の同意を得て任命することとなったわけでございます。従前の先ほど、公選と言いましたと思うんですけれども、公選制ということで、公な選挙であったわけでございます。それを廃止して、私どもの方が同意を得て任命をするということになったわけでございます。

次の任期につきましては、令和5年7月20日からの3年間ございまして、新しい農業委員の候補者、ただいま1名を御説明させていただいたわけでございますけれども、あと13名の方につきまして、「板野町農業委員会候補者評価委員会」で14名の方が審議・評価をされたわけでございます。農業委員会候補全員が適正と評価を受けた結果でございますので、任命に当たり、議会の同意を求めるものでございます。

次のページを開けていただきたいと思います。

議案第3号、標題文につきましては、省略をさせていただきたいと思います。

住所が板野町羅漢字吉田17番地。

藤井義之。

昭和26年5月16日生まれ。令和5年6月5日提出でございます。

次に、議案第4号につきましては、板野町那東字大道11番地。

近藤博三。

昭和26年6月21日生まれ。令和5年6月5日提出でございます。

この方は、認定農業者でございます。

次に、議案第5号、板野町古城字南屋敷4番地。

石田 徹。

昭和31年5月13日生まれ。令和5年6月5日提出でございます。

この方につきましても、認定農業者でございます。

次に、議案第6号につきましては、板野町西中富字民富地27番地。

犬伏秀昭。

昭和41年11月24日生まれ。令和5年6月5日提出でございます。

この方につきましても、認定農業者でございます。

次に、議案第7号につきましては、板野町西中富字雁ヶ坪32番地2。

秦 浩恵。

生年月日は、昭和35年3月15日。女性の方でございます。

令和5年6月5日提出でございます。この方については、女性で認定農業者でございます。

次に、議案第8号につきましては、板野町川端字落合23番地1。

石川五重。

生年月日は、昭和46年2月6日生まれでございます。令和5年6月5日提出でございます。

この方につきましても、女性で認定農業者でございます。

次に、議案第9号につきましては、板野町羅漢字山道46番地2。

森川博之。

昭和28年10月25日生まれ。令和5年6月5日提出でございます。

この方は、中立者の立場でございます。

次のページをお願いをいたしたいと思えます。

議案第10号、板野町大寺字大向北104番地。

手塚文敬。

生年月日は、昭和30年6月28日生まれ。令和5年6月5日提出でございます。

次に、議案第11号につきましては、板野町大寺字高樹54番地。

多田愛弓。

生年月日は、昭和33年7月21日生まれ。令和5年6月5日提出でございます。

この方は、女性でございまして、認定農業者で、現在、農業委員会もお願いをいたしております。

次に、議案第12号につきましては、板野町大寺字楠ノ本11番地。

漆原重生。

生年月日は、昭和28年2月27日生まれ。令和5年6月5日提出でございます。

次の議案第13号につきましては、板野町吹田字神木19番地。

藤井美穂。

昭和41年5月16日生まれでございます。女性でございます。

現在、農業委員をお願いをいたしております。令和5年6月5日提出でございます。

次に、議案第14号につきましては、板野町中久保字当部62番地2。

多田朋資。

生年月日は、昭和28年7月31日生まれ。令和5年6月5日提出でございます。

この方については、前農業委員をお願いをいたしておった方でございます。

次に、議案第15号につきましては、板野町農業委員会の委員任命でございますけれども、住所が板野町大寺字亀山西20番地3。

稲實孝二。

生年月日は、昭和24年5月9日生まれでございます。現在も、農業委員をお願いをいたしております。令和5年6月5日提出でございます。

ただいま、申しあげました議案14案件につきまして、それぞれ皆様方の御同意を頂きますよう、

どうかよろしくお願いを申し上げたいと思います。そして、女性の方が4名、男性の方が10名、14名の方でございます。さらには、認定農業者ということで、半数ということで7名の認定農業者にお願いをいたしておるわけでございます。どうか皆様方の御同意を賜りますよう、どうかよろしくお願ひ申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

どうかよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（犬伏博昭君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

（質疑なしの声）

質疑なしと認めます。これから議案第2号から議案第15号までの板野町農業委員会委員の任命に同意を求めることについての14件について、1議案ごとに採決します。

お諮りします。議案第2号について、原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

（異議なしの声） 異議なしと認めます。

したがって、議案第2号については、原案のとおり同意することに決定しました。

~~~~~

○議長（犬伏博昭君） 続きまして、議案第3号について、原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

（異議なしの声） 異議なしと認めます。

したがって、議案第3号については、原案のとおり同意することに決定しました。

~~~~~

○議長（犬伏博昭君） 続きまして、議案第4号について、原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

（異議なしの声） 異議なしと認めます。

したがって、議案第4号については、原案のとおり同意することに決定しました。

~~~~~

○議長（犬伏博昭君） 続きまして、議案第5号について、原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

（異議なしの声） 異議なしと認めます。

したがって、議案第5号については、原案のとおり同意することに決定しました。

~~~~~

○議長（犬伏博昭君） 続きまして、議案第6号について、原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

（異議なしの声） 異議なしと認めます。

したがって、議案第6号については、原案のとおり同意することに決定しました。

~~~~~

○議長（犬伏博昭君） 続きまして、議案第7号について、原案のとおり同意することに御異議



ございませんか。

(異議なしの声) 異議なしと認めます。

したがって、議案第7号については、原案のとおり同意することに決定しました。

~~~~~

○議長(犬伏博昭君) 続きまして、議案第8号について、原案のとおり同意することに御異議  
ございませんか。

(異議なしの声) 異議なしと認めます。

したがって、議案第8号については、原案のとおり同意することに決定しました。

~~~~~

○議長(犬伏博昭君) 続きまして、議案第9号について、原案のとおり同意することに御異議  
ございませんか。

(異議なしの声) 異議なしと認めます。

したがって、議案第9号については、原案のとおり同意することに決定しました。

~~~~~

○議長(犬伏博昭君) 続きまして、議案第10号について、原案のとおり同意することに御異議  
ございませんか。

(異議なしの声) 異議なしと認めます。

したがって、議案第10号については、原案のとおり同意することに決定しました。

~~~~~

○議長(犬伏博昭君) 続きまして、議案第11号について、原案のとおり同意することに御異議  
ございませんか。

(異議なしの声) 異議なしと認めます。

したがって、議案第11号については、原案のとおり同意することに決定しました。

~~~~~

○議長(犬伏博昭君) 続きまして、議案第12号について、原案のとおり同意することに御異議  
ございませんか。

(異議なしの声) 異議なしと認めます。

したがって、議案第12号については、原案のとおり同意することに決定しました。

~~~~~

○議長(犬伏博昭君) 続きまして、議案第13号について、原案のとおり同意することに御異議  
ございませんか。

(異議なしの声) 異議なしと認めます。

したがって、議案第13号については、原案のとおり同意することに決定しました。

~~~~~

○議長（犬伏博昭君） 続きまして、議案第14号について、原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

（異議なしの声） 異議なしと認めます。

したがって、議案第14号については、原案のとおり同意することに決定しました。

~~~~~

○議長（犬伏博昭君） 続きまして、議案第15号について、原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

（異議なしの声） 異議なしと認めます。

したがって、議案第15号については、原案のとおり同意することに決定しました。

~~~~~

○議長（犬伏博昭君） 御案内します。本日、追加提案をお願いしたい議案がございます。

つきましては、その関係書類をただいまから配付しますので、少々お待ちください。

（事務局、書類を配付する）

○議長（犬伏博昭君） お諮りします。

お手元に配付の議事日程のとおり、水口議員・西川議員・松浦議員・東條議員・奥尾議員・大西議員・根ヶ山議員から「板野町議会議員定数条例の一部改正について」、石田議員・天羽議員から「物価高騰に見合う生活保護基準の引上げを求める意見書」が、また、各委員会の委員長から各委員会の「閉会中の継続調査申出書」が提出されました。

これを日程に追加し、令和5年第2回板野町議会定例会追加議事日程第3日と、議案審議書類のとおり議題にしたいと思えます。これに御異議ございませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認めます。

したがって、お手元に配付の令和5年第2回板野町議会定例会追加議事日程第3日と、議案審議書類のとおり3件を日程に追加し、追加日程として議題とすることに決定しました。

~~~~~

○議長（犬伏博昭君） 追加日程第1、議案第16号、板野町議会議員定数条例の一部改正についてを議題とします。説明を求めます。水口昭彦議員。

[4番（水口昭彦君）登壇]

○4番（水口昭彦君） ただいま、議案第16号が議題とされましたので、御説明いたします。

議案第16号、板野町議会議員定数条例の一部改正について。

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第112条及び板野町議会会議規則第14条の規定により提出します。令和5年6月14日提出。

板野町議会議長、犬伏博昭殿。

提出者は私、水口と西川議員・東條議員・奥尾議員・大西議員・根ヶ山議員の共同提案です。

提案理由の説明ですが、本文については、お目通しください。

本案は、板野町議会議員の定数を現行の「13名」から1名削減し「12名」とするものです。削減の理由としまして、本町の議員定数削減においては、行政改革の下で平成14年に20名から2名削減し、平成18年・平成22年にそれぞれ2名削減、平成27年に1名削減し、現在の定数は13名です。それ以降は、定数削減を行っていないのが現状であります。昨今の経済情勢を鑑みますと、経費の削減・体制の効率化等、自分たちの足下から率先して取り組まなければなりません。

特に、経費にあつては、議員1人当たりの議員報酬・期末手当は年間約325万円、また、議員共済負担金、ほか諸費用が約92万円、合わせて年間約420万円、4年間で約1,700万円近くの経費が必要となっております。コロナ禍の中、経済の落込み、そして、世界情勢の不安定による物価高騰などで、国民生活に大きく影響を及ぼしていることから、削減された経費を町民の皆様への施策に充てるべきと考えます。また、本町と同規模の議会でも定数が12名であり、定数が1減となりましても、行政のチェック機関の機能は十分、果たせるものと考えております。

以上、説明を終わります。

議員各位には、この趣旨を御理解いただき、御賛同のほど、よろしく願いいたします。

○議長（犬伏博昭君） 水口議員、先ほど、松浦 昶議員の名前が欠落しておりましたが、松浦 昶議員も賛同されてるんですね。今日は、出席はされておられません。

○4番（水口昭彦君） 松浦議員も賛同されております。

○議長（犬伏博昭君） ありがとうございます。

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

（質疑なしの声）

質疑なしと認めます。質疑を打ち切り、これから討論を行います。討論はありませんか。

○11番（石田 実君） はい、議長。

○議長（犬伏博昭君） 石田 実議員。

[11番（石田 実君）登壇]

○11番（石田 実君） ただいま、議長の許可を頂きましたので、反対討論をさせていただきます。先ほども、行政改革というふうなことが言われまして、今までにも、お話もあったように、定数削減は行ってきておるわけでありまして、だから、そういう意味では、私は減らす理由が私には、わかりません。どうして減らすのか、もっと明確な説明をしていただきたいと思っております。

削減案が可決されれば、次回からということから、告示日は9月、第4木曜日と想定されるわけですが、削減を決めて僅か3か月少々ということになります。また、議員は住民代表であることは言うまでもありません。その多様化した住民代表の声が定数削減によって、議会行政に届きにくくなります。特に今、言われている「議員になり手がいない。」というふうにも言われておりますが、他の市町村は知りませんが、本町においては私、8期させていただいておりますが、30年を超えて無投票はありません。今回も、立候補をうわさされる人は現在の定数以上にいるのでは

ないかと思われます。

しかし、定数削減ともなれば、得票率も上がるために、立候補をためらう人も出てくるのではないかと、これも思われます。また、町に対して要望箇所についても議員は、取りまとめをしておりますが、定数減になれば、その分できません。これでは、かえって削減が将来にわたって多様化した住民の声や事業ができにくくなります。よって、私は、この削減案に反対をいたします。

議員各位の皆様には、懸命な御判断をいただきますよう、お願いをして、反対討論とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（犬伏博昭君） ただいま、11番石田 実議員から、反対討論がございましたので、次に賛成討論を許します。6番東條昭二議員。

[6番（東條昭二君）登壇]

○6番（東條昭二君） ただいま、議長の許可を頂きましたので、賛成の立場で討論をさせていただきます。提案説明にもありましたように、過去に定数削減を行っておりますが、議員数が減っても板野町、「町民生活に支障を来した」、「まちづくりが後退した」、「チェック機能が低下して行政による無駄遣いが膨らんでしまった」などという状況はないと思います。

そして、現在、住民生活に大きな影響となっております物価高騰対策などに充てるべきであり、議会自ら身を切る改革が必要でございます。議員各位におかれましては、町民の方々からの負託に応える新たな時代の議会となるべきことを御理解いただき、懸命な御判断をいただきますよう、お願ひ申し上げ、賛成討論とさせていただきます。

○議長（犬伏博昭君） 次に、原案の反対者の発言を許します。

○1番（三原大輔君） 議長。

○議長（犬伏博昭君） 1番三原大輔議員。

[1番（三原大輔君）登壇]

○1番（三原大輔君） ただいま、議長の許可を頂きましたので、反対の立場で討論させていただきます。今回の条例改正は、議員定数を定数「13」から「12」へ減らすというものですが、定数削減の明確な根拠が示されておらず、理由としては、一つは、経費削減、二つ目は、同じ規模の町が定数13から12へ減らしたことに同調するなどですが、これらの理由は、明確な削減根拠と言えないと感じます。定数を1減らすことによって、議員報酬が毎年400万円超削減できるというメリットを言っておられるが、議員一人減るだけで、その分、町民の声拾う受皿も減ることになります。また、日本全体でも定数割合が多い自治体ほど、議員の平均年齢が低いことから、定数削減、定数割合を減らすことによって若手議員が現れにくいというデメリットもあります。

また、それ以上に、この議員定数削減の条例改正については、議会でも十分な議論がされていないと感じます。議会の発言力も低下する根本的な改正ですので、十分な期間、じっくりと話し合いを重ねて行って結論すべきと考えます。

是非、もっと時間を掛けて協議を行った上で、結論をいたしませんか。

議員各位には、懸命な御判断をいただけますよう、お願いし、反対討論とさせていただきます。

○議長（犬伏博昭君） ほかに討論はありませんか。

（討論なしの声）

なしという声が出ました。以上で、討論を終わります。

異議がありましたので、起立より採決します。

議案第16号について、原案のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

なお、起立者は、起立者数の確認が済むまで、起立のままお待ちください。お願いします。

（起立者6名）

すいません。お座りください。起立多数です。

よって、議案第16号については、原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（犬伏博昭君） 追加日程第2、議案第17号、物価高騰に見合う生活保護基準の引上げを求める意見書を議題とします。説明を求めます。石田 実議員。

[11番（石田 実君）登壇]

○11番（石田 実君） 議案第17号が議題とされましたので、御説明をさせていただきます。

議案第17号は、物価高騰に見合う生活保護基準の引上げを求める意見書であります。

上記の議案を、別紙のとおり板野町議会会議規則第14条の規定により提出します。

令和5年6月14日提出。

板野町議会議長、犬伏博昭殿。提出者は、私、石田と天羽議員との共同提案です。

提案理由の説明ですが、決議文を読ませていただきますので、よろしく願いいたします。

物価高騰に見合う生活保護基準の引上げを求める意見書。

41年ぶりの物価高騰は、全ての国民を苦しめ、夏には2万品目の食料品が値上げされる見込みで、更に長期化するとみられています。厚生労働省は、2023年度の生活保護費を据え置き、公的年金支給額を低い伸びに抑えたため、実質的引下げとなっています。

過去1973年・74年のオイルショック時の物価高騰には、2年間で6度にわたり、生活保護基準引上げや手当の支援がありました。2013年～15年・2018年～20年には、相次いで生活保護基準が引き下げられています。生活保護基準は、様々な制度の土台となっているため、生活保護を利用していない多くの国民にも多大な影響を及ぼすものであります。

よって、物価高騰に見合う生活保護基準の引上げを求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出をいたします。

令和5年6月14日。内閣総理大臣・厚生労働大臣、殿でございます。

徳島県板野郡板野町議会。以上でございます。

議員各位におかれましては、この御趣旨に御理解をいただき、御賛同のほど、よろしくお願いをいたします。以上です。

○議長（犬伏博昭君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

（質疑なしの声）

質疑なしと認めます。質疑を打ち切り、討論を行います。討論はありませんか。

（討論なしの声）

討論なしと認めます。これから議案第17号を採決します。

お諮りします。議案第17号について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認めます。したがって、議案第17号については、原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（犬伏博昭君） 追加日程第3、閉会中の継続調査申出書を議題とします。

お諮りします。本件は、これを各委員会委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査に付することに御異議ございませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認めます。

したがって、各委員会委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

~~~~~

○議長（犬伏博昭君） 本定例会の会議に付された案件の審議は、全部終了しました。

したがって、会議規則第7条の規定によって、本日をもって閉会したいと思います。これに御異議ございませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認めます。

したがって、今定例会は、本日をもって閉会することに決定しました。これで会議を閉じます。

~~~~~

○議長（犬伏博昭君） 町長より御挨拶がございます。玉井町長。

[町長（玉井孝治君）登壇]

○町長（玉井孝治君） 閉会に当たりまして、私の方から、ひとこと、お礼の御挨拶を申し上げさせていただきますと思います。

令和5年第2回板野町議会定例会につきましては、去る6月5日に開会をいただきまして、本日までの10日間の長きにわたりまして、大変お世話になりました。本当にありがとうございました。

議員各位におかれましては、何かと御多忙の中、本会議並びに各常任委員協議会につきまして、御参会を賜り、私どもの方から御上程・御審議をお願い申し上げました、報告8件・議案15案件につきまして、慎重審議を賜り、原案のとおり、御承認・御議決また御同意を賜りました。誠にありがとうございました。厚くお礼を申し上げます。

今議会で、議員皆様方から賜りました御意見・御提言につきましては、今後、できる限り町政に

反映をさせていただきたいと考えておりますので、今後とも、よろしく御指導・御協力を賜りますよう、お願いを申し上げます。

全国で線状降水帯による大雨の影響で、土砂災害や河川の氾濫、また、6月11日には、北海道で震度5弱を観測する地震など自然災害が相次いで発生をいたしております。

本町におきましても、今後、気象情報を注視するとともに大規模な自然災害に向けた取組の強化を図ってまいりたいと考えております。

結びとなりますが、今後も引き続き、私ども町職員が一丸となって、「住民福祉の充実」、「住みやすい板野町」を目指して行政サービスを進めてまいりますので、議会議員皆様方におかれましては、時節柄くれぐれも健康に十分、御留意をいただきますとともに、更なる御理解・御協力をどうかよろしくをお願いを申し上げ、6月定例会、閉会に当たりまして、私のお礼の挨拶とさせていただきます。誠にありがとうございました。

~~~~~

○議長（犬伏博昭君） 令和5年第2回板野町議会定例会の閉会に当たり、ひとこと御礼の御挨拶を申し上げます。

今定例会は、去る6月5日に開会し、本日までの10日間、議員各位には、提出された諸議案につき終始熱心に御審議いただき、ただいま、閉会の運びとなりました。議員各位の御協力に対し、深く感謝を申し上げます。

また、連日にわたり議会運営に御協力をくださいました町長を始め、執行機関の皆様方に対しても心から御礼を申し上げます。これから夏に向かいます。どうか皆様方には、今後とも十分、御自愛をいただき、町政発展のため御尽力くださいますよう御祈念申し上げまして、閉会の御挨拶とします。これをもちまして、令和5年第2回板野町議会定例会を閉会します。

御協力ありがとうございました。

午前11時15分 閉会

本会議録の正当なることを証明するため、ここに署名する。

議 会 議 長 犬 伏 博 昭

署 名 議 員 松 浦 昶

署 名 議 員 天 羽 生 美

署 名 議 員 西 川 有